

医学研究科 学位論文に係る審査評価基準

2020 年 4 月 1 日

(審査体制)

学位論文審査委員会をおき、主査 1 名及び副査 2 名以上で構成する。主査は大学院教学委員会において大学院担当教員より選出し、副査は主査が大学院担当教員より指名する。主査及び副査は研究科委員会において承認され、学位論文審査委員会が設置される。

1. 主査は研究指導教員から選出する。
2. 副査は研究指導教員または研究指導補助教員（正）から選出する。

(評価項目)

学位論文の審査は、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき判定を行う。

博士（医学）学位論文の合格基準

1. 独創性があること。（先行研究を十分に検討・吟味したうえで、独自の発想に基づく研究であること。）
2. 当該研究分野での重要性があること。（学術的意義を有するとともに発展性や応用性があり、社会に貢献する内容であること。）
3. 学位論文としての妥当性があること。（適切性や普遍性などが高い研究であること。）
4. 論文の発信性があること。（研究が当該分野において先駆的なものであること。）

最終試験（学位審査）の合格基準

1. 当該研究領域に関する専門知識が備わっていること。
2. 研究能力が備わっていること。
3. 研究意欲が備わっていること。
4. 研究発表能力が備わっていること。
5. 本研究への貢献度があること。
6. 英語読解力が備わっていること。

(評価基準)

聖マリアンナ医科大学大学院学則、学位規程及び学位論文審査要領の要件を充足した上で、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、博士（医学）学位論文の合格基準及び最終試験の合格基準の全てを満たし、合格と判定されること。